

『メイド イン たんたん』 出品規約

「メイド イン たんたん」出品規約

第1条（商品に関する事項）

- 1 出品者は、商品を掲載するにあたっては、掲載する商品を規律する法令に従った表示をしなければならない（例：医薬品等につき薬事法）。
- 2 商品の発送は、配達日指定を除いて注文を受け取ってから5日以内とする。
- 3 オーダーメイド等の理由により注文を受けて1週間以内に発送できない商品に関しては、商品カードにその理由と、発送可能な期間を明記しなければならない。
食品に関しては食品衛生法による規格基準が満たされている必要がある。
医薬品、医薬部外品、医療器具、化粧品、健康食品全般に関しては薬事法による表現基準が満たされている必要がある。
- 4 商品の欠品が発生した場合、直ちに当社に連絡し発送可能な時期を伝えなければならない。

第2条（キャンセルされた取引の決済手数料の負担）

- 1 原則として注文をした顧客等が負担するものとするが、出品者に原因がある場合は、その出品者が手数料を負担するものとする。

第3条（商品発送に関する運賃負担）

- 1 出品者が商品発送に要した運賃は当社が負担するものとする。
ただし、商品に対するクレーム発生時における修理、交換後の返送に要する運賃は出品者が負担するものとする。

第4条（商品引き戻しに関する運賃負担と商品の処理）

- 1 商品を注文した顧客が、長期不在や受け取り拒否等の理由で止むを得ず商品の引き戻しが必要となった場合、当社が配送業者にその指示をし、出品者に返送するものとする。
その際の返送に要する運賃は当社が負担するものとし、商品の処理、負担は出品者が負うものとする。商品受注はキャンセルとして処理するものとする。

第5条（取引清算の手数料負担）

- 1 取引清算の口座振込の手数料は、当社が負担するものとする。

第6条（返品・キャンセル対応）

- 1 注文をした顧客などの都合で返品・キャンセルされる場合は、返品・キャンセルの際の送料、手数料等経費は原則として注文をした顧客などが負担するものとする。
但し、発生した返品・キャンセルの原因が商品の不良、納期遅延など、商品発送元に原因がある場合は、商品交換、送料、返金手数料等かかる経費は出品者が負担しなければならないものとする。

- 2 責任の所在が明らかでない場合は、当社と出品者で最終的に責任を負うものとする。

第7条（苦情発生時の対応）

- 1 顧客等からクレームが発生した場合、これを受けた当社から出品者に連絡し、出品者は一週間以内に顧客に対してクレームを解消（交換、修理等）するなどの適切な処置を講じた上、その結果につき当社に対して報告をしなければならない。

第8条（規約変更）

- 1 当社は出品者への事前の通知なしに、本規約の変更を行うことができるものとする。
本規約等を改訂した場合、一切の事項は改訂後の本規約等によるものとする。

第9条（契約解除）

- 1 下記の事項に該当する場合は、1ヶ月以内に当社による取引の解約を行うものとする。
 - (1)明確な理由が無く、明らかに商品の発送が大幅に遅れた場合。
 - (2)明確な理由が無く、明らかにHP上に掲載している商品と実際の商品に相違があり、顧客等からのクレームが発生した場合。
但し、通常の商品発送ミスなどのトラブルに関しては、この限りではないものとする。
 - (3)顧客等から発生したクレームに対して、明確な理由が無く解決の姿勢を見せない場合。
 - (4)その他特定商取引に関する法律に違反するとみなされた場合。
 - (5)取引間で得た個人情報を商品発送以外の目的で使用、または第三者に漏洩した場合。
 - (6)当社が開示して得た顧客情報を基に顧客先と直接取り引きをした場合。

第10条（協議事項）

- 1 本規約に記載のない事項または本規約の条項の解釈に疑義が生じた場合、信義・誠実の原則に従い、当社と出品者との協議のうえ、円満に解決とする。

改訂 2012. 1. 10

改訂 2013. 2. 4

改訂 2014. 4. 1

改訂 2015. 1. 11

改訂 2015. 7. 30

改訂 2018. 2. 7